



服是便覽

73  
6342



去味珍平蔵



合印

元禄六年十月御定省略ノ下載之  
同年御追加同斷  
元文元年九月御追加増補同斷

服忌辨疑圖解

表目目上  
裏目目下  
一筋父方  
二筋母方

○半減ノ服忌ハ祖父母伯叔父姑兄才姉妹吳父兄才姉妹也  
但以外ノ不掛母方も同例  
○片服忌ニ成ハ孫甥姪継子娘婿母養子願上ノ不掛内  
養父母死去等也

大伯叔父母

服忌 無之  
從弟違 無之  
又從弟上 同

從弟違 服忌 無之  
又從弟上 同

伯叔父母

忌二十日 服九日  
從弟 忌三日 服七日

高祖父母

忌十日 服三十日  
曾祖父母 忌二十日 服九日

祖父

忌三十日 服百五十日  
父 忌五十日 服十三日  
夫 忌三十日 服十三日

妻 忌二十日 服九日

高祖父母

遠慮  
曾祖父母 同上

祖母

實方半減

伯叔父母 忌十日 服三十日  
從弟 忌三日 服七日  
實方服忌無之

高祖父母

遠慮  
曾祖父母 同上

伯叔父母

忌十日 服三十日  
從弟 忌三日 服七日

實方服忌無之

高祖父母

遠慮  
曾祖父母 同上

伯叔父母

忌十日 服三十日  
從弟 忌三日 服七日

實方服忌無之

大伯叔父母

服忌 無之  
從弟違 無之  
又從弟上 同

大伯叔父母

服忌 無之  
從弟違 無之  
又從弟上 同

高祖父母

遠慮  
曾祖父母 同上

祖父 忌二十日 服九日

又從弟上 同

高祖父母

遠慮  
曾祖父母 同上

祖母 服忌 無之

又從弟上 同

高祖父母

遠慮  
曾祖父母 同上

伯叔父母 服忌 無之

從弟違 無之

父母之部

○父ノ子ニシテ其ノ子ノ為ニ父ノ實方祖父母母半減ノ服忌可也  
若祖父母母ニ祖父母母ノ服忌ニ同伯叔父姑才減ノ服忌ニ祖父母伯叔  
父姑ノ方ニ孫甥姪ノ服忌ニ同父ノ實方姑母継母才母服忌ニ又實方  
ノ吳父兄才姉妹ハ其ノ子ノ為ニ伯叔父姑才減ノ忌十日服四十五日  
又ノ方ノ姉才子其ノ母ノ實方定式ノ服忌也  
實方ハ祖父母伯叔父姑才減ノ





父母の身化か... 子の為に... 父の... 母の...  
 子の為に... 父の... 母の...  
 父の... 母の...  
 子の為に... 父の... 母の...

曾祖母

〇曾祖母... 父の... 母の...  
 〇曾祖母... 父の... 母の...

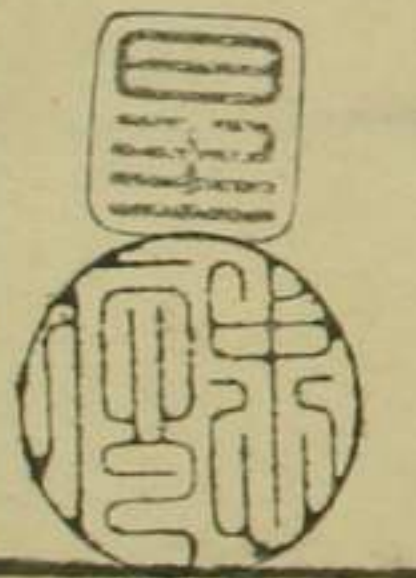
高祖母

〇高祖母... 父の... 母の...  
 〇高祖母... 父の... 母の...

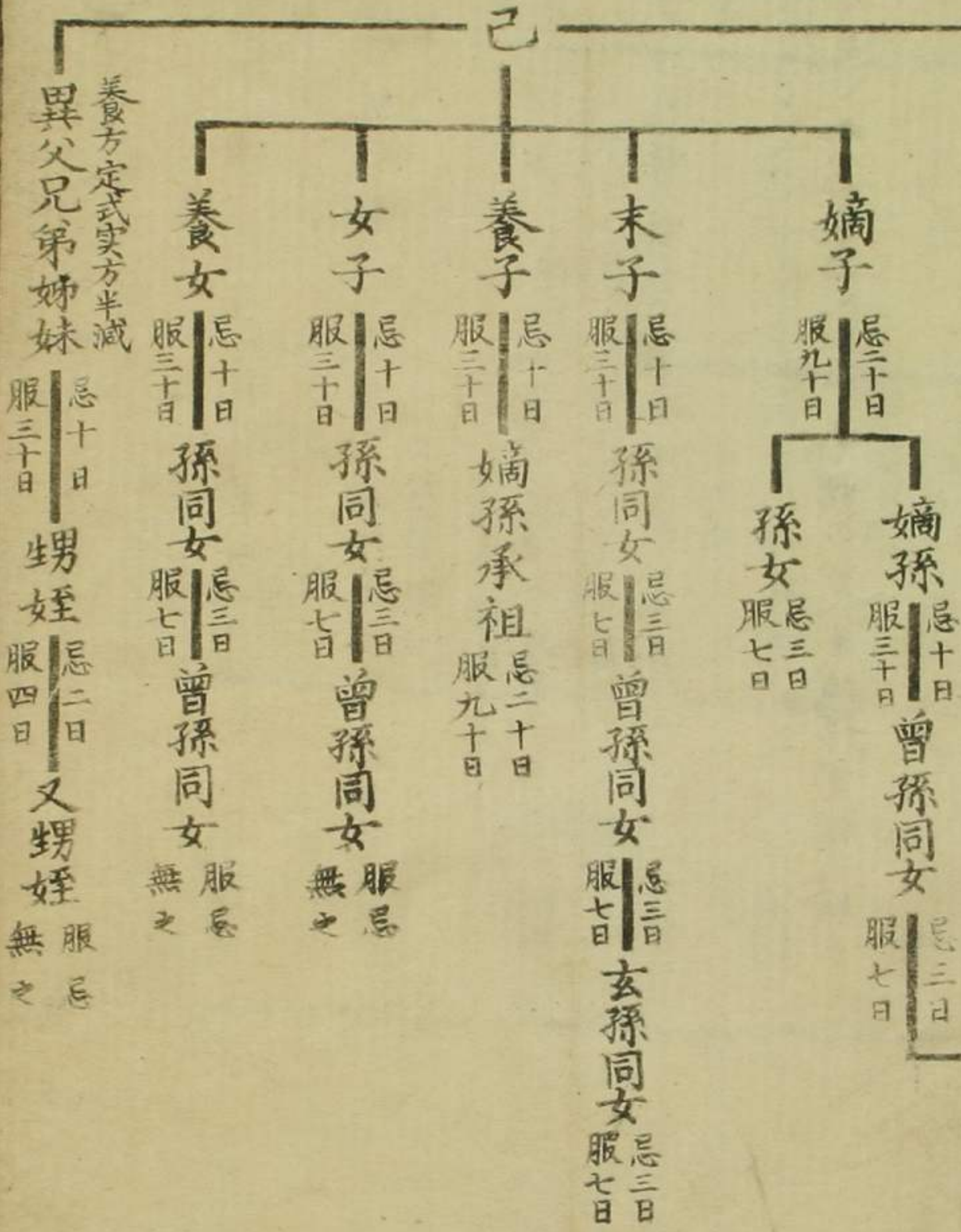
伯叔父姑才甥

伯叔父姑才甥... 父の... 母の...  
 伯叔父姑才甥... 父の... 母の...  
 伯叔父姑才甥... 父の... 母の...  
 伯叔父姑才甥... 父の... 母の...  
 伯叔父姑才甥... 父の... 母の...  
 伯叔父姑才甥... 父の... 母の...  
 伯叔父姑才甥... 父の... 母の...  
 伯叔父姑才甥... 父の... 母の...  
 伯叔父姑才甥... 父の... 母の...  
 伯叔父姑才甥... 父の... 母の...  
 伯叔父姑才甥... 父の... 母の...

日呈野藏



養方定式実方半減 実方服忌無之  
兄弟姉妹 忌二十日 服九十日  
甥姪 忌三日 又甥姪 服忌 無之  
玄孫同女 忌三日 服七日



嫡子并末子部

○嫡子私習と不實時の嫡子の服忌で夫と女子ハこれ初に  
て准他未子と女子と兼ぬ長服忌同例 ○嫡子私習ハ長子の儀實は未子  
と兼ぬハ長子の實方の身もて身五ノ半減 ●長子の嫡子死未子に准  
す一ノ儀私習ハ長子の代服忌を各別他日を經つて凡百通也 ○女子  
私習と實方時の嫡子の服忌の文

養子并養女部

●養子私習ハ長子と兼ぬ長服忌同例 ○養子私習ハ長子の儀實は未子  
と兼ぬハ長子の實方の身もて身五ノ半減 ●長子の嫡子死未子に准  
す一ノ儀私習ハ長子の代服忌を各別他日を經つて凡百通也 ○女子  
私習と實方時の嫡子の服忌の文  
○養母母并五月十三日服忌で夫と女子も婚儀形は長子の儀實は未子  
と兼ぬハ長子の實方の身もて身五ノ半減 ●長子の嫡子死未子に准  
す一ノ儀私習ハ長子の代服忌を各別他日を經つて凡百通也 ○女子  
私習と實方時の嫡子の服忌の文  
△又女子より女子私習ハ長子の儀實は未子と兼ぬ長服忌同例  
の服忌で夫と女子も身五ノ半減 ●長子の嫡子死未子に准す一ノ儀  
私習ハ長子の代服忌を各別他日を經つて凡百通也 ○女子私習と實方  
の服忌の文  
●妾腹の娘(養子)とて一ノ家私習をもて其の服忌を母の方(俗法)に  
不及 ○養父死後養子の養母と不相付長母より養終といひ里方(海)より  
代へ不勝ハ且て定式△私習お儀の長子の若實方の養母姉母継母の  
服忌も不付死高せると長子の右の服忌の文 ●養父死後長母同居せ  
るとはとも代(孫)とて時服忌で夫と代(孫)とて時服忌を長子の妻  
の服忌に死高せると長子の右の服忌の文 ●養母養女とて養父方(孫)  
兼りた女子のために長母の養方定式実方の服忌を 兼りた末子の  
養子に兼りた私習を継又本家の養子に成ぬハ初の一養方服忌を但  
兼りた女子に兼りた私習の時(男)兼りた養子の儀實は未子に准







重服忌之事

産後七日忌... 産後七日忌... 産後七日忌...

産穢之事

産穢之事... 産後七日忌... 産後七日忌...

血荒并流産之事

血荒并流産之事... 産後七日忌... 産後七日忌...

死穢之事

死穢之事... 産後七日忌... 産後七日忌...

改葬之事

改葬之事... 産後七日忌... 産後七日忌...

雜事部

雜事部... 産後七日忌... 産後七日忌...

諸台の水決す

諸台の水決す... 産後七日忌... 産後七日忌...

急ぎ産後七日忌... 産後七日忌... 産後七日忌... 産後七日忌...

天保七年丙申春三月圓日

出雲寺藏板

耶是便覽

73 6342